

令和3年度地域少子化対策重点推進交付金(令和3年度補正予算)実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

宮田村

(都道府県: 長野県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	3.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(都道府県主導型コース)				
個別事業名	宮田村結婚新生活事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度	令和3 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,900,000			円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>宮田村においては、0~5歳人口が平成23年が555人、平成28年が489人、令和3年が396人と経年的に低下傾向にあり、緊急に対策を講じる必要がある。そこで、「宮田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和2年改定)に基づき、県や上伊那広域、民間企業と連携しながら計画的に少子化対策(人口自然増)の取組を進めている。そのなかで、結婚支援については、平成28年度より、宮田村内在住の独身者がより自然なかたちで交際に発展し、結婚を意識できる環境づくりに取組むこととして、宮田村マッチングサポート事業を展開し、①マッチング支援員(社協が運営する村結婚相談所の専従相談員)の配置②スキルアップセミナーと支援員、地区結婚相談員の研修③体験型イベントを実施し、トータル的な結婚支援を行ってきた。しかし、ライフスタイルの多様化に伴い、結婚することのメリットを感じづらくなっており、特に若い世代は、結婚や子育てに係る経済的、時間的な負担を忌避し、今の生活を安定させることを重視する傾向があり、婚活イベントへの参加や結婚相談所への相談件数も少なく、結婚への意欲が薄いことが課題として挙げられる。</p> <p>「宮田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本目標として、 ①安定した雇用を創出し、地域で安心して働けるようにします。 ②結婚・出産・子育ての希望をかなえます。 ③快適で安全・安心な暮らしを守り、地域の魅力向上を図ります。 ④国内外から宮田村への新しい人の流れをつくります。 ⑤宮田村の特長を活かした時代に合ったむらづくりを推進します。</p> <p>を掲げている。本事業については、上記のうち「②結婚・出産・子育ての希望をかなえます。」に位置づけられ、結婚に対する意識啓発や、結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援を行うとともに、子育て世帯への経済的支援も含めた子育て施策の充実により、村民が希望する子育ての実現を図ることを目標に掲げている。 本事業については、戦略の中でうたっている「結婚から「出産・子育て」へ橋渡しするための事業の一つとして位置づけられる。</p>				
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3				
	1. 概要				
	【補助対象要件】				
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が400万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。				
	一般コース	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
【その他独自要件】					
<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる住居が宮田村内にあること。 ・他の公的制度による家賃補助をうけていないこと。 ・同一世帯に属する者全員が村税その他義務的納金を滞納していないこと。(前住所地含む。) ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等、同条第6号に規定する暴力団員、その他暴力団と関係を持ちその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者又は暴力団に資金や武器を供給するなどしてその組織の維持及び運営に協力し若しくは関与する者でないこと。 ・宮田村に3年以上居住すること。 					

2. ①申請見込み世帯数 ※都道府県主導型の場合の内訳	7 共に29歳以下 5	世帯 世帯	左記以外	2	世帯
【積算根拠】 令和元年度の婚姻世帯のうち、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下、所得400万円未満の世帯数8世帯。ただし、継続補助を実施する関係など、予算の制約により、8件のうち今回の対象世帯は7件とする。7件のうち、令和3年度の補助金申請世帯の2/3が29歳以下であることから、29歳以下を5件とする。(7件×2/3=4.66≒5件)					
〔 令和3年度見込世帯数 5 世帯 〕					
②継続補助の見込 対象経費支出予定額	2 300,000	世帯 円			
3. 広報の実施予定					
村の広報誌、公式ホームページ、婚姻届提出時に窓口でチラシ配布					

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目		単位	目標値	現状値
		合計特殊出生率	%	1.74 (R6)	1.65 (H25~29)
	子育てし易さ満足度	%	85.0 (R6)	84.7 (R1)	
参考指標 ※(注)5	項目		単位	直近の実績	
		合計特殊出生率	%	1.65 (H25~29)	
		婚姻件数	件	38 (R2)	
		婚姻率	%	4.2 (R2)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
		支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	60
		結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	100
		結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	66
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	長野県の公共施設・関係機関等でのチラシ配布を行うとともに、県ウェブサイトで広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	村内企業や商工会などにチラシの配布についてご協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。				
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載					
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無				

(注)
1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。
3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。